

阪南市特別職給料等審議会委員名簿

資料 1

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
委 員	壬 生 裕 子 (みぶ ひろこ)	同志社大学政策学部 嘱託講師	学識経験者
委 員	掛 谷 純 子 (かけや じゅんこ)	京都女子大学現代社会学部 准教授	〃
委 員	草 竹 靖 典 (くさたけ やすのり)	阪南市自治会連合会会長	公共的団体等
委 員	奥 野 英 俊 (おくの ひでとし)	阪南市商工会会長	〃
委 員	吉 田 美 智 子 (よしだ みちこ)	阪南市連合婦人会会長	〃
委 員	築 野 由 照 (つの よしてる)	阪南市社会福祉協議会会長	〃

阪南市特別職給料等審議会条例

平成 3 年 9 月 3 0 日

条例第 2 3 号

阪南町特別職報酬等審議会条例(昭和 4 7 年阪南町条例第 2 9 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、阪南市特別職給料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、特別職の給料等の額に関する事項について、調査及び審議する。

第 3 条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 6 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 阪南市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民

(2) 学識経験のある者

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書人事課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

団体名	財政力指数	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率	順位	将来負担比率	順位
阪南市	0.54	33	95.6	15	7.4	28	59.3	13
大阪市	0.94	6	94.3	10	2.7	12	5.3	4
堺市	0.81	10	100.8	31	5.8	21	5.0	3
岸和田市	0.62	27	98.5	25	7.2	27	11.6	7
豊中市	0.91	7	90.8	2	3.1	13	-	-
池田市	0.89	8	94.8	12	3.4	15	-	-
吹田市	0.99	1	95.2	13	▲ 2.1	2	-	-
泉大津市	0.74	16	94.0	8	8.7	29	29.3	9
高槻市	0.81	10	92.2	3	▲ 0.4	5	-	-
貝塚市	0.68	23	93.4	7	5.4	19	21.4	8
守口市	0.73	18	99.5	28	6.7	25	41.0	11
枚方市	0.80	12	95.7	16	▲ 0.4	5	-	-
茨木市	0.97	3	94.1	9	▲ 2.3	1	-	-
八尾市	0.74	16	100.6	30	4.1	16	3.3	1
泉佐野市	0.95	4	109.4	33	12.0	32	83.0	16
富田林市	0.65	25	93.0	5	▲ 1.3	3	-	-
寝屋川市	0.66	24	87.4	1	▲ 0.3	7	-	-
河内長野市	0.63	26	98.6	26	2.3	11	-	-
松原市	0.60	31	100.1	29	5.6	20	44.3	12
大東市	0.75	14	99.0	27	6.2	23	-	-
和泉市	0.75	14	96.2	19	6.7	25	-	-
箕面市	0.95	4	93.3	6	2.0	9	4.8	2
柏原市	0.62	27	94.3	10	3.1	13	10.3	6
羽曳野市	0.57	32	97.6	22	4.7	18	5.4	5
門真市	0.70	21	102.5	32	4.3	17	35.9	10
摂津市	0.99	1	95.8	17	▲ 0.7	4	-	-
高石市	0.83	9	95.9	18	13.9	33	121.0	18
藤井寺市	0.62	27	98.4	23	1.3	8	71.9	15
東大阪市	0.77	13	96.3	20	6.3	24	-	-
泉南市	0.73	18	96.9	21	10.1	31	85.2	17
四條畷市	0.62	27	95.4	14	5.8	21	-	-
交野市	0.71	20	92.7	4	9.4	30	69.4	14
大阪狭山市	0.70	21	98.4	23	2.2	10	-	-
大阪府平均	0.72	-	95.7	-	3.4	-	-	-
全国市町村平均	0.51	-	93.1	-	5.7	-	24.9	-

1. 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す数値で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

2. 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。

3. 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

4. 将来負担比率

地方公社や損失補填を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

令和2年度主要財政指標（類似団体（近畿圏） 27団体）

資料3-2

都道府県名	団体名	財政力指数	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率	順位	将来負担比率	順位
大阪府	阪南市	0.54	23	95.6	13	7.4	10	59.3	9
京都府	舞鶴市	0.67	15	95.1	11	12.4	22	108.6	21
京都府	亀岡市	0.60	21	94.4	8	13.3	24	89.9	17
京都府	城陽市	0.67	15	97.0	18	9.4	16	105.2	20
京都府	向日市	0.73	8	97.2	19	3.3	6	8.4	1
京都府	長岡京市	0.82	5	94.4	8	1.8	4	8.5	2
京都府	京田辺市	0.80	6	93.6	6	0.4	2	-	-
京都府	木津川市	0.64	17	91.6	3	9.0	15	20.3	4
大阪府	泉大津市	0.74	7	94.0	7	8.7	14	29.3	6
大阪府	泉佐野市	0.95	3	109.4	27	12.0	21	83.0	14
大阪府	貝塚市	0.68	14	93.4	5	5.4	8	21.4	5
大阪府	摂津市	0.99	2	95.8	14	▲ 0.7	1	-	-
大阪府	高石市	0.83	4	95.9	15	13.9	27	121.0	22
大阪府	藤井寺市	0.62	19	98.4	21	1.3	3	71.9	13
大阪府	泉南市	0.73	8	96.9	16	10.1	18	85.2	15
大阪府	四條畷市	0.62	19	95.4	12	5.8	9	-	-
大阪府	交野市	0.71	11	92.7	4	9.4	16	69.4	12
大阪府	大阪狭山市	0.70	12	98.4	21	2.2	5	-	-
兵庫県	芦屋市	1.02	1	96.9	16	7.4	10	97.7	18
兵庫県	豊岡市	0.39	27	94.9	10	13.8	26	69.3	11
奈良県	大和高田市	0.49	25	100.2	24	8.3	13	35.5	7
奈良県	大和郡山市	0.72	10	97.7	20	11.2	20	14.5	3
奈良県	天理市	0.59	22	101.8	26	10.7	19	56.2	8
奈良県	香芝市	0.70	12	90.1	2	13.5	25	68.3	10
奈良県	桜井市	0.54	23	99.3	23	7.4	10	97.7	18
和歌山県	橋本市	0.46	26	100.7	25	13.2	23	86.4	16
和歌山県	岩出市	0.64	17	86.4	1	4.0	7	-	-
平均		0.68	-	95.9	-	7.4	-	-	-

阪南市行財政構造改革プラン改訂版(令和3年9月)策定 ～財政非常事態からの脱却に向けて～

《現行の行財政構造改革の取組では、15年後には約83億円の収支不足 ⇒ 令和3年2月に財政非常事態宣言を发出》

策定の方向性

◆今後15年間の財政シミュレーションから見えてきた課題に対応したプラン

取組目標及びその効果額を短期（R4～R6）、中期（R7～R13）、長期（R14～R18）の期間ごとに設定

【短期的取組】

⇒持続可能な行財政運営の確立に向けた基盤づくり

【中期的取組・長期的取組】

⇒短期的取組期間中に課題整理した項目を計画的に実施し、次世代に過度な負担を残さないよう持続可能な行財政運営を確立

◆現行プランの柱を踏襲し、深掘したプラン

新たな項目の抽出をはじめ、その目標や効果等について、あらゆる角度からの徹底した見直し

◆すべての公共施設（126施設）のあり方を示すプラン

将来人口規模等に見合った公共施設の施設総量の最適化に向け、公共施設の取扱い方針を策定

取組の柱

《働き方改革・人材育成・協働（効果額：約50億円）》

- ・地域課題を共有し、多様な主体と課題解決に取り組む体制・基盤の構築
- ・行政の守備範囲の見直しや行政のDX化等による効率的な組織の構築
- ・多様化する行政ニーズに業務の選択と集中による組織のコンパクト化の推進（職員数については、現行の376名を15年後に300名程度まで削減）

《財源の積極的な確保（効果額：約33億円）》

- ・ふるさと納税のより一層の推進、現在策定中の総合計画での土地利用方針の見直しによる企業誘致の促進、未利用財産等の利活用や処分等、あらゆる手法を用いた自主財源の確保に向けた積極的な取組を推進

《事務事業の見直し等（効果額：約17億円）》

- ・事業の目的と成果、公民の役割分担、受益者負担、事業水準の精査、税の公平性などの観点から抜本的に見直し

《今後の公共施設の取扱い》

- ・施設の整理統合・廃止・移譲等に加え、未利用財産等の利活用や処分等について計画的に推進（継続使用施設…31施設、あり方検討施設…95施設）

《本プランの取組実施後の効果額》

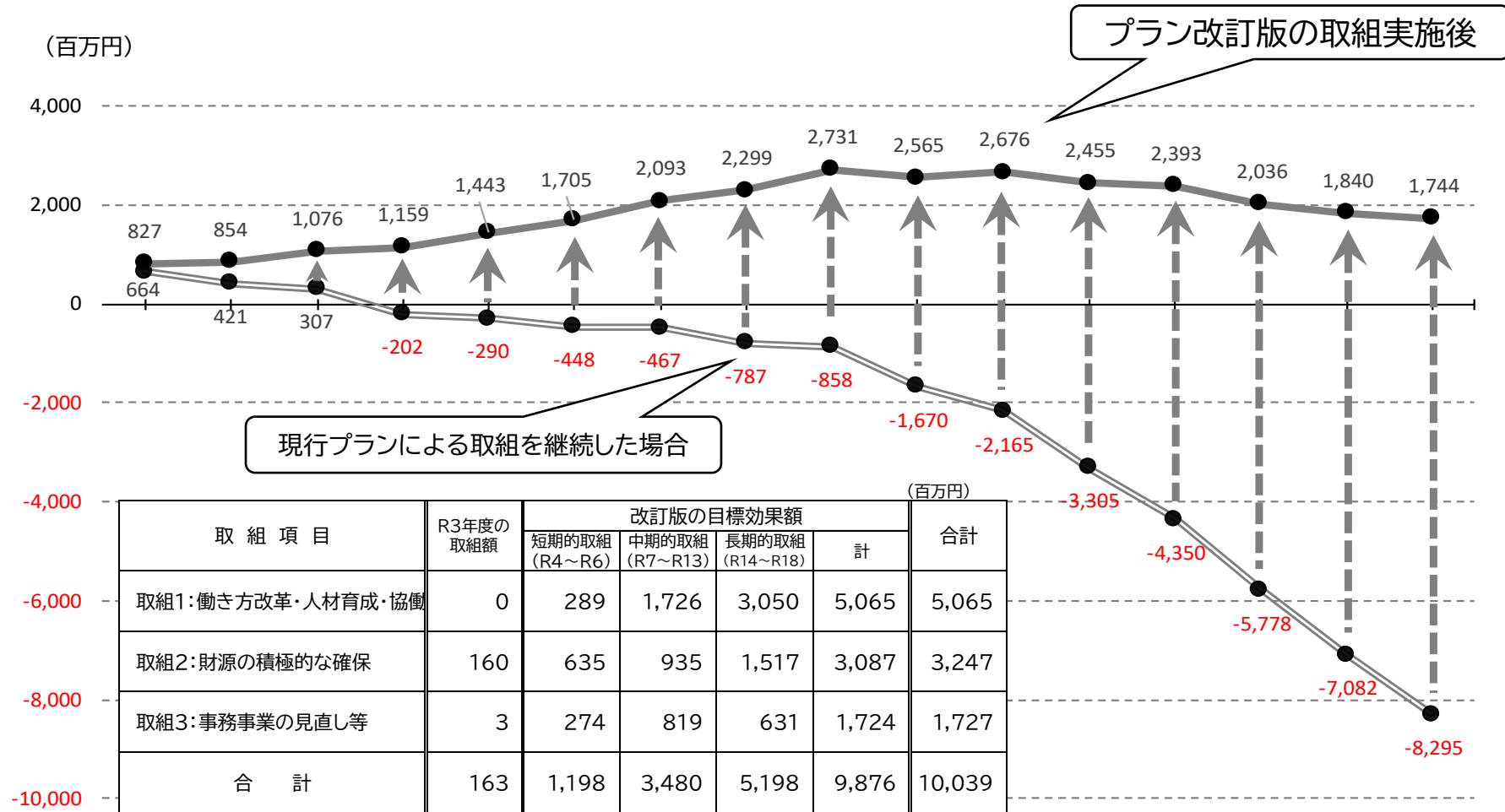
・約100億円

※今後15年間の実質収支が赤字になることなく、プラン最終年度のR18年度においても、約17億円の黒字を維持

非常事態宣言の解除要件（3年連続して次の基準を2つ以上満たす場合）

- ・決算時に財政調整基金を取り崩さないこと
- ・財政調整基金が15億円（標準財政規模の10%+ α （災害対策等））以上
- ・経常収支比率が95%以下

プラン改訂版取組実施後の効果額及び収支予測



年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
効果額	163	433	769	1,361	1,733	2,153	2,560	3,086	3,589	4,235	4,841	5,760	6,743	7,814	8,922	10,039

特別職、議員及び職員の給与の現状

資料5

1 給料及び報酬の現状

(1) 特別職

【単位：月額（円）】

	市長	副市長	教育長
給料	850,000	720,000	650,000
減額措置後	637,500	637,200	575,250
カット率	25%	11.5%	11.5%
地域手当	6%	6%	6%
期末手当	支給月数 4.0月 (役職加算 20%)	支給月数 4.0月 (役職加算 20%)	支給月数 4.0月 (役職加算 20%)

(2) 議員

【単位：月額（円）】

	議長	副議長	議員
報酬	530,000	480,000	460,000
地域手当	—	—	—
期末手当	支給月数 4.0月 (役職加算 20%)	支給月数 4.0月 (役職加算 20%)	支給月数 4.0月 (役職加算 20%)

(3) 職員

【単位：月額（円）】

	部長級平均	課長級平均	職員平均
給料	460,029	436,700	323,300
減額措置後	441,700	425,780	—
カット率	4%	2.5%	—
管理職手当	80,000	50,000	—
地域手当	6%	6%	6%
期末手当	支給月数 4.3月 (役職加算 20%)	支給月数 4.3月 (役職加算 15%)	支給月数 4.3月 (役職加算 —)

2 特別職の給料等の変遷

(1) 経緯

【単位：月額（円）】

改訂年度	市長	副市長	教育長
昭和47年10月20日	150,000	130,000	120,000
昭和48年4月1日	200,000	160,000	140,000
昭和49年4月1日	250,000	200,000	180,000
昭和50年4月1日	320,000	250,000	230,000
昭和51年6月1日	350,000	290,000	270,000
昭和52年4月1日	380,000	320,000	300,000
昭和53年4月1日	420,000	350,000	330,000
昭和55年4月1日	450,000	380,000	350,000
昭和57年4月1日	500,000	420,000	390,000
昭和59年12月1日	580,000	480,000	450,000
昭和61年12月1日	600,000	500,000	470,000
昭和63年12月1日	660,000	540,000	510,000
平成2年12月1日	730,000	600,000	570,000
平成4年12月1日	830,000	700,000	630,000
平成7年12月1日	850,000	720,000	650,000

(2) 減額措置

【単位：月額（円）】

期間	市長	副市長	教育長
昭和50年12月～昭和51年5月	320,000→288,000		
平成10年1月1日～平成12年3月31日	850,000→765,000	720,000→648,000	650,000→585,000
平成13年1月1日～平成20年11月11日	850,000→722,500		
平成13年7月1日～平成20年11月11日		720,000→648,000	650,000→585,000
平成23年4月1日～平成24年11月30日	850,000→680,000	720,000→612,000	650,000→552,500
平成27年4月1日～平成28年10月31日	850,000→807,500	720,000→684,000	650,000→617,500
平成29年1月1日～平成29年3月31日	850,000→544,850		
平成29年4月1日～平成30年12月31日	850,000→680,000		
平成29年7月1日～平成30年12月31日		720,000→669,600	650,000→604,500
平成30年5月	さらに100分の90		
平成31年1月1日～令和2年6月30日	850,000→663,000	720,000→658,800	650,000→594,750
令和2年7月1日～令和2年11月11日	850,000→620,500	720,000→619,200	650,000→562,250
令和2年12月1日～令和4年3月31日	850,000→663,000	720,000→658,800	650,000→594,750
令和4年4月1日～令和6年11月11日	850,000→637,500	720,000→637,200	650,000→575,250

(3) 期末手当

改訂年度	月数
昭和47年10月20日	4.8

昭和49年12月1日	5.2
昭和51年12月1日	5
昭和53年12月7日	4.9
平成1年6月1日	5.1
平成2年4月1日	5.35
平成3年12月27日	5.45
平成6年1月1日	5.3
平成7年1月1日	5.2
平成9年12月25日	5.25
平成12年1月1日	4.95
平成12年12月28日	4.75
平成13年12月26日	4.7
平成14年12月27日	4.65
平成15年12月1日	4.4
平成17年12月1日	4.45
平成21年12月1日	4.1
平成22年12月1日	3.9
平成26年12月22日	4.1
平成28年3月14日	4.2
令和2年12月1日	4.15
令和4年3月25日	4

役職加算100分の15

※平成23年4月1日～役職加算100分の15→
100分の20

3 議員の報酬等の変遷

(1) 経緯

【単位：月額（円）】

改訂年度	議長	副議長	議員
昭和47年10月20日	50,000	45,000	40,000
昭和48年10月1日	60,000	55,000	50,000
昭和49年4月1日	70,000	65,000	60,000
昭和50年4月1日	100,000	90,000	80,000
昭和51年4月1日	120,000	110,000	100,000
昭和52年4月1日	140,000	130,000	120,000
昭和53年4月1日	160,000	150,000	140,000
昭和55年4月1日	190,000	180,000	170,000
昭和57年4月1日	240,000	220,000	200,000
昭和59年12月1日	270,000	250,000	230,000
昭和61年12月1日	290,000	270,000	250,000
昭和63年12月1日	320,000	300,000	280,000
平成2年12月1日	380,000	350,000	330,000
平成4年12月1日	490,000	440,000	420,000
平成7年12月1日	530,000	480,000	460,000

(2) 減額措置

【単位：月額（円）】

期間	議長	副議長	議員
平成31年4月1日～令和2年4月30日	530,000→503,500	480,000→456,000	460,000→437,000
令和2年5月1日～令和2年5月31日	530,000→397,500	480,000→360,000	460,000→345,000
令和2年6月1日～令和2年9月30日	530,000→477,000	480,000→432,000	460,000→414,000
令和2年10月1日～令和3年9月30日	530,000→503,500	480,000→456,000	460,000→437,000

(3) 期末手当

改訂年度	月数
昭和47年10月20日	4.8
昭和49年12月1日	5.2
昭和51年12月1日	5
昭和53年12月7日	4.9
平成1年6月1日	5.1
平成2年4月1日	5.35
平成3年12月27日	5.45
平成6年1月1日	5.3
平成7年1月1日	5.2
平成9年12月25日	5.25
平成12年1月1日	4.95

役職加算100分の15

平成12年12月28日	4.75
平成13年12月26日	4.7
平成14年12月27日	4.65
平成15年12月1日	4.4
平成17年12月1日	4.45
平成21年12月1日	4.1
平成22年12月1日	3.9
平成26年12月22日	4.1
平成28年3月14日	4.2
令和2年12月1日	4.15
令和4年3月25日	4

※平成23年4月1日～役職加算100分の15→
100分の20

4 人事院勧告の推移

年度	人事院勧告	
	民間給与との較差	期末・勤勉手当支給月数（月）
平成7年	0.90	5.20
平成8年	0.95	5.20
平成9年	1.02	5.25
平成10年	0.76	5.25
平成11年	0.28	4.95
平成12年	0.12	4.75
平成13年	0.08	4.70
平成14年	▲ 2.03	4.65
平成15年	▲ 1.07	4.40
平成16年	改訂なし	4.40
平成17年	▲ 0.63	4.45
平成18年	改訂なし	4.45
平成19年	0.35	4.50
平成20年	改訂なし	4.50
平成21年	▲ 0.22	4.15
平成22年	▲ 0.19	3.95
平成23年	▲ 0.23	3.95
平成24年	改訂なし	3.95
平成25年	改訂なし	3.95
平成26年	0.27	4.10
平成27年	0.36	4.20
平成28年	0.17	4.30
平成29年	0.15	4.40
平成30年	0.16	4.45
令和元年	0.09	4.50
令和2年	改訂なし	4.45
令和3年	改訂なし	4.30

大阪府内における特別職の給料の状況（条例本則）

※29団体		(1) 市長			(2) 副市長		(3) 教育長	
団体名	R3. 1. 1人口	地域手当	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位
東大阪市	485,928	10%	1,030,000	4	870,000	5	760,000	7
豊中市	409,396	12%	1,035,000	3	895,000	3	785,000	4
枚方市	399,690	10%	1,023,000	5	890,000	4	796,000	3
吹田市	376,101	12%	1,050,000	2	920,000	2	810,000	2
高槻市	351,082	15%	1,065,000	1	935,000	1	825,000	1
茨木市	283,233	10%	983,000	12	858,000	7	785,000	4
八尾市	265,269	10%	1,010,000	6	870,000	5	770,000	6
岸和田市	192,736	6%	990,000	9	850,000	8	750,000	9
和泉市	185,181	6%	990,000	9	850,000	8	760,000	7
守口市	143,536	16%	963,000	14	837,000	13	747,000	12
箕面市	138,890	12%	940,000	17	818,000	17	724,000	17
門真市	120,536	14%	960,000	15	850,000	8	750,000	9
大東市	119,452	15%	950,000	16	820,000	15	740,000	13
羽曳野市	110,106	12%	990,000	9	700,000	28	700,000	19
富田林市	109,994	6%	1,010,000	6	840,000	12	740,000	13
池田市	103,712	15%	980,000	13	850,000	8	750,000	9
河内長野市	103,332	0%	1,000,000	8	830,000	14	730,000	15
泉佐野市	99,661	6%	860,000	25	740,000	24	660,000	25
摂津市	86,740	6%	900,000	20	770,000	20	700,000	19
貝塚市	85,120	6%	912,000	19	789,000	19	703,000	18
交野市	77,614	10%	742,500	29	700,000	28	616,000	29
泉大津市	74,351	6%	890,000	22	790,000	18	700,000	19
柏原市	68,320	10%	840,000	28	745,000	23	670,000	24
藤井寺市	64,200	3%	940,000	17	820,000	15	730,000	15
泉南市	61,149	6%	850,000	26	720,000	26	650,000	27
大阪狭山市	58,705	11%	900,000	20	760,000	21	700,000	19
高石市	57,540	11%	870,000	24	760,000	21	680,000	23
四條畷市	55,417	6%	880,000	23	740,000	24	660,000	25
★ 阪南市	53,102	6%	850,000	26	720,000	26	650,000	27

類似団体（近畿圏）における特別職の給料の状況（条例本則）

※24団体		(1) 市長		(2) 副市長		(3) 教育長		
団体名	R3. 1. 1人口	地域手当	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位
泉佐野市	99,661	6%	860,000	19	740,000	14	660,000	15
芦屋市	95,616	—	1,061,000	1	885,000	1	732,000	1
摂津市	86,740	6%	900,000	10	770,000	10	700,000	6
大和郡山市	85,308	8%	990,000	2	825,000	2	705,000	3
貝塚市	85,120	6%	912,000	9	789,000	7	703,000	4
長岡京市	81,061	13%	930,000	8	770,000	10	686,000	11
舞鶴市	80,910	—	949,000	4	781,000	8	688,000	10
豊岡市	79,897	—	885,000	13	695,000	23	615,000	23
木津川市	79,038	6%	880,000	14	730,000	16	660,000	15
交野市	77,614	10%	742,500	24	700,000	22	616,000	22
城陽市	75,734	3%	946,000	5	780,000	9	701,000	5
泉大津市	74,351	6%	890,000	12	790,000	6	700,000	6
京田辺市	70,513	10%	875,000	16	730,000	16	680,000	12
藤井寺市	64,200	3%	940,000	6	820,000	3	730,000	2
天理市	64,027	6%	937,000	7	791,000	5	671,000	14
大和高田市	63,781	3%	980,000	3	810,000	4	690,000	9
橋本市	61,774	—	801,000	22	722,000	18	646,000	21
泉南市	61,149	6%	850,000	20	720,000	20	650,000	19
大阪狭山市	58,705	11%	900,000	10	760,000	12	700,000	6
高石市	57,540	11%	870,000	18	760,000	12	680,000	12
向日市	57,316	6%	874,000	17	722,000	18	651,000	18
四條畷市	55,417	6%	880,000	14	740,000	14	660,000	15
岩出市	53,995	—	750,000	23	620,000	24	560,000	24
★ 阪南市	53,102	6%	850,000	20	720,000	20	650,000	19

大阪府内における議員報酬の状況（条例本則）

※29団体		(1) 議長			(2) 副議長		(3) 議員	
団体名	R3. 1. 1人口	地域手当	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位
東大阪市	485,928	—	720,000	7	666,000	7	630,000	7
豊中市	409,396	—	730,000	6	690,000	6	635,000	6
枚方市	399,690	—	766,000	1	727,000	1	669,000	1
吹田市	376,101	—	740,000	4	700,000	5	650,000	5
高槻市	351,082	—	750,000	3	710,000	2	660,000	3
茨木市	283,233	—	758,000	2	708,000	3	664,000	2
八尾市	265,269	—	700,000	10	650,000	10	610,000	9
岸和田市	192,736	—	660,000	14	630,000	14	600,000	12
和泉市	185,181	—	660,000	14	630,000	14	600,000	12
守口市	143,536	—	702,000	9	666,000	7	612,000	8
箕面市	138,890	—	720,000	7	660,000	9	610,000	9
門真市	120,536	—	740,000	4	705,000	4	660,000	3
大東市	119,452	—	660,000	14	620,000	16	590,000	16
羽曳野市	110,106	—	700,000	10	650,000	10	600,000	12
富田林市	109,994	—	700,000	10	650,000	10	610,000	9
池田市	103,712	—	700,000	10	640,000	13	600,000	12
河内長野市	103,332	—	660,000	14	610,000	17	570,000	17
泉佐野市	99,661	—	620,000	19	580,000	18	550,000	18
摂津市	86,740	—	620,000	19	570,000	21	535,000	22
貝塚市	85,120	6%	589,000	25	561,000	23	523,000	25
交野市	77,614	—	621,000	18	571,500	20	540,000	21
泉大津市	74,351	—	610,000	21	580,000	18	550,000	18
柏原市	68,320	—	590,000	23	550,000	25	530,000	23
藤井寺市	64,200	—	610,000	21	570,000	21	550,000	18
泉南市	61,149	—	513,000	29	468,000	29	450,000	29
大阪狭山市	58,705	—	551,000	27	494,000	27	475,000	27
高石市	57,540	—	580,000	26	550,000	25	520,000	26
四條畷市	55,417	—	590,000	23	555,000	24	530,000	23
★ 阪南市	53,102	—	530,000	28	480,000	28	460,000	28

類似団体（近畿圏）における議員報酬の状況（条例本則）

※24団体		(1)議長		(2)副議長		(3)議員		
団体名	R3. 1. 1人口	地域手当	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位
泉佐野市	99,661	—	620,000	5	580,000	3	550,000	3
芦屋市	95,616	—	737,000	1	653,000	1	591,000	1
摂津市	86,740	—	620,000	5	570,000	6	535,000	7
大和郡山市	85,308	—	690,000	2	620,000	2	560,000	2
貝塚市	85,120	6%	589,000	11	561,000	8	523,000	9
長岡京市	81,061	—	520,000	17	490,000	15	450,000	15
舞鶴市	80,910	—	570,000	13	480,000	16	440,000	18
豊岡市	79,897	—	455,000	23	376,000	24	360,000	22
木津川市	79,038	—	470,000	22	380,000	23	350,000	24
交野市	77,614	—	621,000	4	571,500	5	540,000	6
城陽市	75,734	—	560,000	14	495,000	13	445,000	17
泉大津市	74,351	—	610,000	8	580,000	3	550,000	3
京田辺市	70,513	—	515,000	19	430,000	21	400,000	20
藤井寺市	64,200	—	610,000	8	570,000	6	550,000	3
天理市	64,027	—	645,000	3	558,000	9	520,000	10
大和高田市	63,781	—	618,000	7	535,000	12	498,000	12
橋本市	61,774	—	520,000	17	470,000	18	440,000	18
泉南市	61,149	—	513,000	20	468,000	19	450,000	15
大阪狭山市	58,705	—	551,000	15	494,000	14	475,000	13
高石市	57,540	—	580,000	12	550,000	11	520,000	10
向日市	57,316	—	475,000	21	440,000	20	400,000	20
四條畷市	55,417	—	590,000	10	555,000	10	530,000	8
岩出市	53,995	—	440,000	24	390,000	22	360,000	22
★ 阪南市	53,102	—	530,000	16	480,000	16	460,000	14

本市の議員定数及び政務活動費等

資料10

(1) 議員定数等

- ・任期 令和3年10月1日～令和7年9月30日
- ・議員数 条例定数 14人 現員数 14人
- ・年代別内訳

年代	30代	40代	50代	60代	70代	平均年齢
人数	0	3	4	5	2	59.79

【単位：人】

実施時期	条例定数	本市の人口（各年1月1日現在）
昭和48年3月16日	24	32,711
平成8年3月29日	22	56,296
平成12年6月16日	20	59,169
平成14年9月30日	20	59,908
平成19年9月28日	16	58,918
平成29年6月28日	14	55,935

(2) 政務活動費

支給額（年額）	備考
240,000円	平成29年度に①後払い②領収書の原本提出 ③ウェブサイトでの公表に見直し

(3) 会議日数

【単位：日】

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
本会議・臨時会	19	20	19
常任委員会	16	18	19
特別委員会	6	6	9
議会運営委員会	10	12	10
その他	37	34	16